

東京都主任介護支援専門員更新研修に係る杉並区事務処理要領

平成29年4月1日

杉並第7074号

(目的)

第1条 この要領は、東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）3（3）オ「その他、主任介護支援専門員として資質向上を図っている者であって、区市町村が認める要件に該当する者」に係る杉並区の推薦基準について定めることを目的とする。

(推薦基準)

第2条 実施要綱3（3）オ「その他、主任介護支援専門員として資質向上を図っている者であって、区市町村が認める要件に該当する者」とは、やむを得ない事情（傷病、出産、育児、介護等）により継続して3か月以上職務に従事できず、実施要綱3（3）アの「毎年度4回以上」の要件を満たすことができない場合、年平均4回以上又は当該期間の属する年度を除き毎年度4回以上である等、「毎年度4回以上」と同程度、研修等に参加している者で、区長が適当と認める者とする。

(提出書類)

第3条 前条に該当する場合は、事業所等が発行する証明書類を区長に提出しなければならない。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。